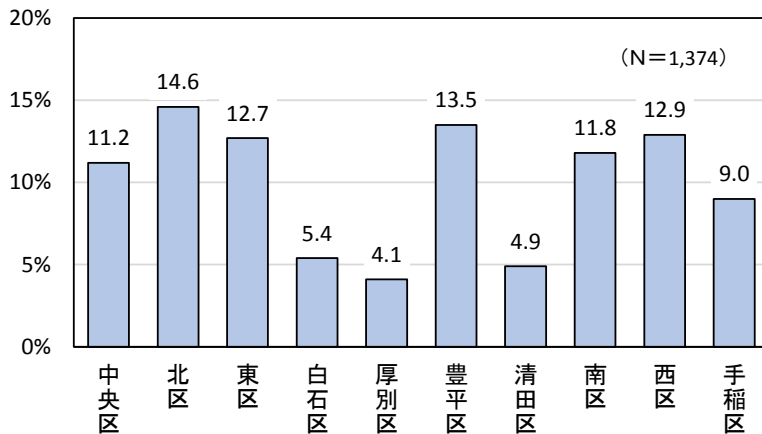


町内会長対象アンケートの結果(最終版)

■回答者:1374名(札幌市内の全単位町内会(2,198町内会)の会長へアンケート票を発送)
 ■アンケート実施期間:平成29年12月中旬～平成30年1月25日

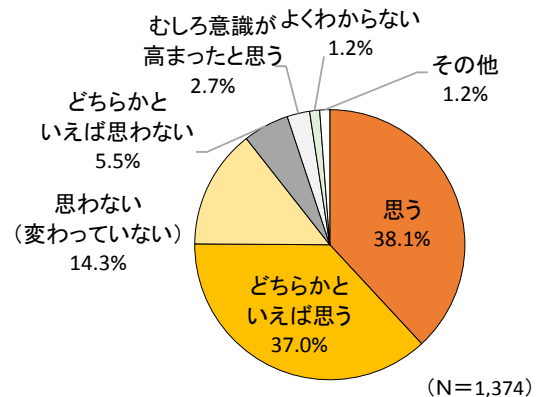
問1 回答者の居住区(単数回答)

全体	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	(件)	(%)
1374	154	201	174	74	56	185	68	162	177	123		
100.0	11.2	14.6	12.7	5.4	4.1	13.5	4.9	11.8	12.9	9.0		



問2 住民の町内会への参加意識は、希薄化していると思うか(単数回答)

全体	思う	うどちらかといえ ば思う	思わない (変わっていない)	わどちらかといえ ば思	たむしろ意識が 高まつ	よくわからない	その他	(件)	(%)
1374	524	508	196	76	37	17	16		
100.0	38.1	37.0	14.3	5.5	2.7	1.2	1.2		



(どちらでもない)自由記載 98

【主な回答】

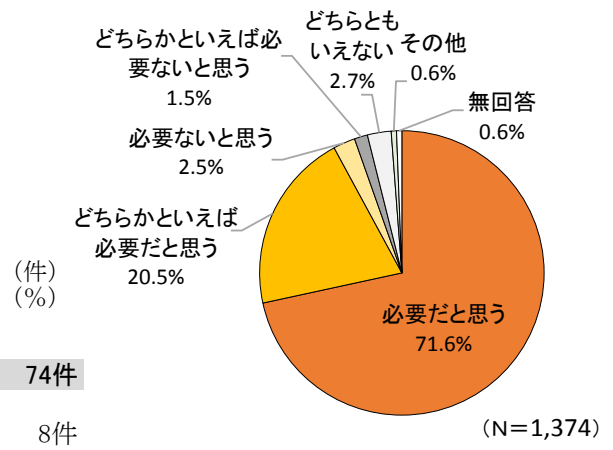
- 特にアパート、マンション住民の意識が希薄 12件
- 若年、単身者の意識が希薄 9件
- 役員のなり手が少ない 8件
- 総会や行事への参加が少ない 6件

【その他意見】

- ・入会しなくても不自由がない
- ・日頃のあいさつ、交際を意識的に行うことを心掛けている

問3 町内会の意義や重要性などの理念を市民に向けて周知する必要性(単数回答)

全体	必要だと思う	どちらかと思う 要だと思えば必	必要ないと思う	どちらかと思う 要ないと思えば必	どちらともいえ ない	その他	無回答
1374	984	281	35	21	37	8	8
100.0	71.6	20.5	2.5	1.5	2.7	0.6	0.6

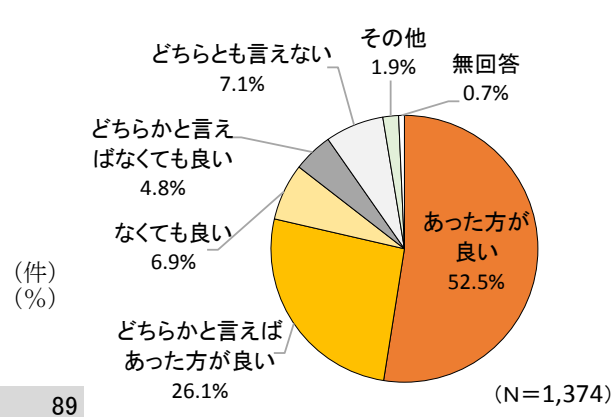


(どちらでもない)自由記載 74件

- 【主な回答】
- 災害時の町内会の重要性を周知してほしい 8件
 - 市から周知を行ってほしい 7件
- 【その他意見】
- ・理念より、具体の成功例などのほうが効果的では

問4 現在、町内会に関する基本的な理念を定める新たな条例の必要性(単数回答)

全体	あった方が 良い	どちらかと言 えれば	なくても良 い	く ど ち ら か と 言 え ば な い	ど ち ら と も 言 え な い	そ の 他	無 回 答
1374	722	358	95	66	98	26	9
100.0	52.5	26.1	6.9	4.8	7.1	1.9	0.7



(どちらでもない)自由記載 89

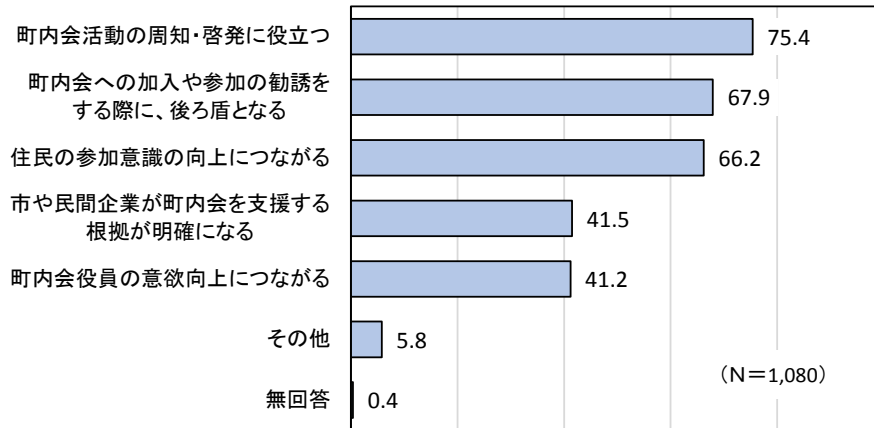
- 【主な回答】
- 条例の内容が分からないので 18件
 - 実効性はないと思う 7件
 - 強制しない内容であるかどうか 6件

問5 新条例があった方が良くと思う理由(複数回答)

※問4で「あった方が良い」「どちらかと言えばあった方が良い」と回答した方のみ

全体	啓町 発内に に会 役活 立動 つ の 周 知 ・	に加町 、の内 後勧会 ろ誘へ 盾をの とす加 なる入 る際や る際や 参	明確に なる する 根拠 が内	市や 民間 企業 が 町内 会を 支 援す る	上住 に民 つな がる 意 識 の 向	上町 に内 つな がる 役 員 の 意 欲 向	そ の 他	無 回 答
1080	814	733	448	715	445	63	4	
100.0	75.4	67.9	41.5	66.2	41.2	5.8	0.4	

0% 20% 40% 60% 80% 100%



(その他)自由記載 65

【主な回答】

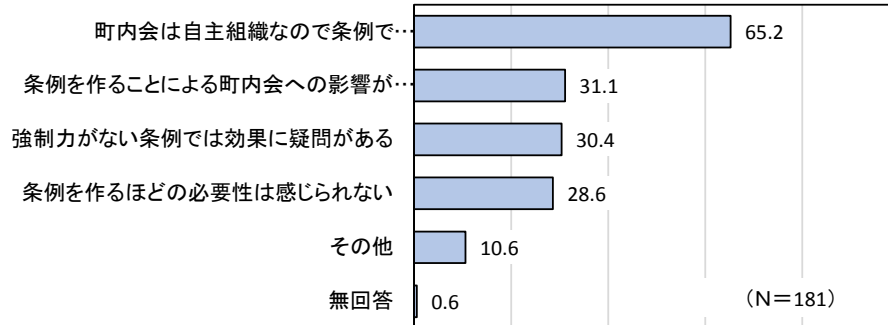
- 意義と必要性を認識させるために必要 12件
- 公平、安全につながる 3件

問6 新条例がなくても良いと思う理由(複数回答)

※問4で「なくても良い」「どちらかと言えばなくても良い」と回答した方のみ

全体	性は条例を感じるほど必要	に条例はなじまないと	町内会では自主組織なので	ばかりとは影響が大きいこと	内会への影響が大きいこと	条例を作ることに町	強制力がない条例では	その他	無回答
161	46	105	50	49	17	1	(件)		
100.0	28.6	65.2	31.1	30.4	10.6	0.6	(%)		

0% 20% 40% 60% 80% 100%



(その他)自由記載

30

【主な回答】

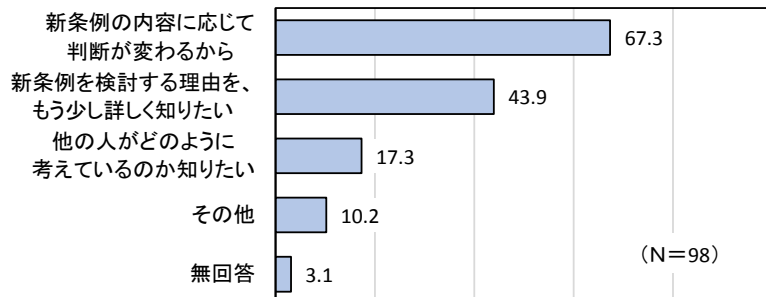
- 役に立たないと思う 2件
- 町内会は任意加入だから 2件
- 上から押し付けられるものではないから 2件

問7 どちらとも言えない理由(複数回答)

※問4で「どちらとも言えない」と回答した方のみ

全体	く由新	新条	て新	た考	他	そ	無
98	43	66	17	10	3	(件)	
100.0	43.9	67.3	17.3	10.2	3.1	(%)	

0% 20% 40% 60% 80% 100%



(その他)自由記載

17件

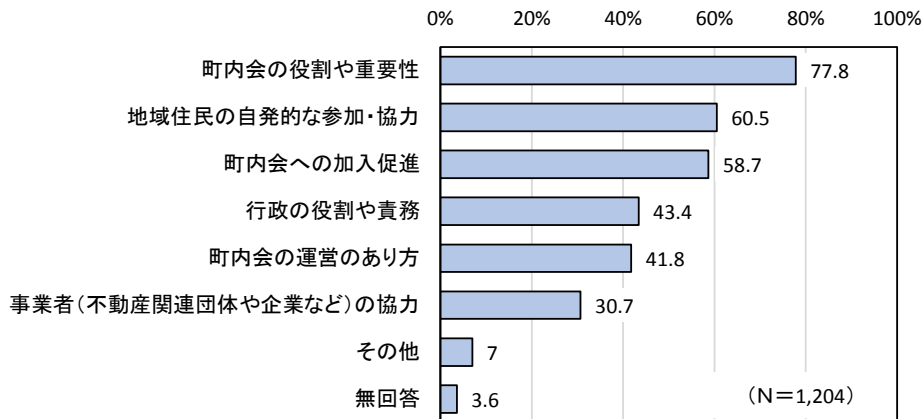
【主な回答】

- 内容が不明だから 4件
- 強制力がないから 2件

問8 新条例に入れた方が良くと思うこと(複数回答)

※問4で「あった方が良い」「どちらかと言えばあった方が良い」「どちらとも言えない」「その他」と回答した方のみ

全体	町内会の役割や重要性	町内会の運営のあり方	町内会への加入促進	地域住民の自発的な参加・協力	行政の役割や責務	事業者(不動産関連団体や企業など)の協力	その他	無回答
1204	937	503	707	728	522	370	84	43
100	77.8	41.8	58.7	60.5	43.4	30.7	7	3.6



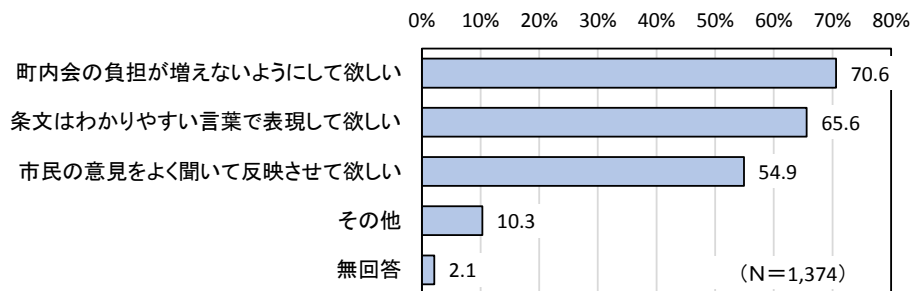
(その他)自由記載 85

【主な回答】

- 加入のメリット 6件
- 集合住宅の管理会社等への働きかけ、義務化 20件

問9 新条例を検討する際に考慮して欲しいこと(複数回答)

全体	市民の意見をよく聞いて反映させて欲しい	条文はわかりやすい言葉で表現して欲しい	町内会の負担が増えないようにして欲しい	その他	無回答
1374	754	901	970	142	29
100	54.9	65.6	70.6	10.3	2.1



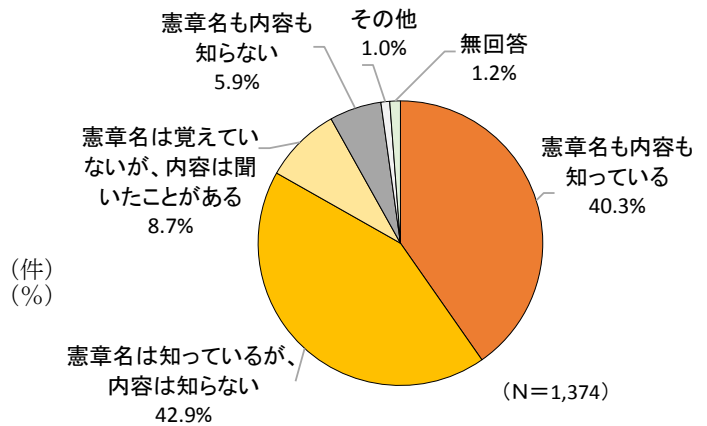
(その他)自由記載 140

【主な回答】

- 高齢者の負担を減らしてほしい 10件
- 条例の内容は町内会・市民が中心で考えるべき 6件
- 難解な言葉を使わないでほしい 7件

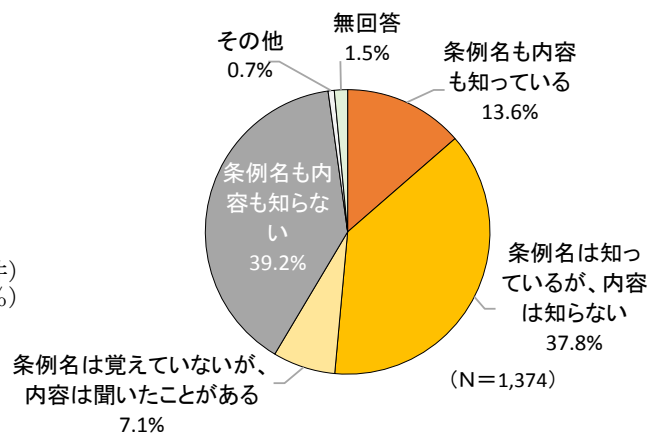
問10 「札幌市民憲章」についての認知状況(単数回答)

全体	て憲 い章 る名 も 内 容 も 知 っ	が、 憲 章 名 は 知 っ て い ら な い	こ い 憲 章 名 は 知 っ て い ら な い	な 憲 章 名 も 内 容 も 知 ら な い	そ の 他	無 回 答
1374	554	590	119	81	14	16
100.0	40.3	42.9	8.7	5.9	1.0	1.2



問11 「札幌市自治基本条例」についての認知状況(単数回答)

全体	て条 例 名 も 内 容 も 知 っ	が、 条 例 名 は 知 っ て い ら な い	こ い 条 例 名 は 知 っ て い ら な い	な 条 例 名 も 内 容 も 知 ら な い	そ の 他	無 回 答
1374	187	520	98	538	10	21
100.0	13.6	37.8	7.1	39.2	0.7	1.5



自由記載

自由記載 400

【主な意見】

- 役員のなり手不足・担い手不足に苦慮 61件
- 集合住宅への対策を 42件
- 役員、会員の高齢化 39件
- 役員の負担が大きすぎる 35件
- 町内会のメリットが伝わらない 11件
- 条例に期待する 9件
- 市職員（公務員）の参加を 9件
- 未加入者との不公平感（除雪、ごみ） 9件
- 金銭的な補助などを求める 7件

【その他意見】

- ・町内会の育成支援についてもっと深く考えてほしい
- ・災害時の居住実態の把握のため、情報提供など集合住宅の協力がほしい
- ・地域活動は結果的に住民の「資産価値」を上げることに結びついていることを周知
- ・現役時には仕事に追われ、町内会について考える余裕はなかった
- ・町内会でふれあいパーティを開催することで、多世代が集まる場ができ、若年層の役員候補もみつか
- ・地域課題解決のためのネットワーク構築には賛成
- ・未加入者に除雪費の協力を進めている。6件協力に成功
- ・主に企業を対象としている。住民は町内に住んでいない
- ・子供向けの取組が少ない。子育て世代の参加のためには、青少年育成事業が大切

提言内容（案）

第1 条例の構成や考え方

本条例の基本的な考え方は、以下のとおりとすることが望ましいと考えます。

- (1) 札幌市には、まちづくりの基本理念を定めた「札幌市自治基本条例」と「札幌市市民まちづくり活動促進条例」が既に制定されていることから、これらの条例を基礎として、現場の目線で町内会の活性化に焦点をあてるものとする。
- (2) 町内会の意義や重要性などの理念を本条例に定めることとし、具体の施策とあわせて、一体的に町内会の活性化に資するものとする。
- (3) 前文を設け条例の考え方を示すこと。
- (4) 条文は簡潔なものとし、地域住民にわかりやすく届く表現を心がけること。

第2 条例に盛り込むべき基本的事項

1 名称

条例の対象である「町内会」が入った、わかりやすい名称とすることが望ましいと考えます。

例「札幌市〇〇〇〇〇〇〇条例」（第3回会議で討議）

2 前文

前文に町内会の意義や役割、重要性をしっかりと謳い、条例が目指すさっぽろの姿をわかりやすく表現し、理念や市の姿勢を明らかにすることが望ましいと考えます。

*キーワードは、別紙を参照のこと。（前文の方向性については第3回会議で討議）

3 条例の目的

町内会が地域の中心として重要な役割を担っていることを広く共有するとともに、町内会の活性化に際しての基本理念や、町内会、市、事業者の役割を定めて活動を促進し、安全安心で暮らしやすく、生き生きとした地域の実現に寄与することを、盛り込むことが望ましいと考えます。

4 定義

(1) 町内会

- ・「町内会」は、良好な地域社会を維持・形成することを目的として、一定の範囲の区域に住所を有する「世帯及び事業所等」が、地縁に基づいて形成する「単位町内会、自治会などの団体」とすることが望ましいと考えます。

5 基本理念

町内会の活性化を進める際の基本理念として、次の事項を盛り込むことが望ましいと考えます。

- ・地域住民の交流を促進することによって、地域住民が相互に協力しながら、自主的に町内会活動が行われるようにすること。
- ・町内会は地域の中心的な自治組織であることから、その活動に際しては、地域住民の様々な価値観や自主性が最大限に尊重されなければならないこと。

6 様々な主体の役割・責務

町内会、市、事業者が各自の役割を認識し、等しく地域の一員であるという意識を持ちながら、一体となって町内会の活性化に取り組むことが求められており、次の通り盛り込むことが望ましいと考えます。

(1) 町内会の役割

- ・地域住民の自発的な加入を促進するよう努めること。
- ・地域住民が参加や協力をしやすい活動となるよう努めること。
- ・団体運営の透明性を向上させて、地域住民に分かりやすいものとなるよう努めること。
- ・良好な地域コミュニティの維持および形成のために、その区域内において活動する他の団体との連携を深めること。

(2) 市の責務

- ・地域住民の自発的な町内会への加入や、町内会の設立に関して、必要な支援を行うこと。
- ・町内会に対する地域住民の理解や関心を深め、参加を促進するために、広報活動、啓発活動、その他財政面も含めた必要な支援を行うこと。
- ・町内会に関する施策を行う際には、町内会の意見を聞きながら検討すること。
- ・町内会に協力を依頼するときは、関係する部署間の連携に努め、町内会の負担

が過重にならないよう十分に配慮すること。

- ・職員は地域コミュニティの重要性を理解し、その活性化を推進する視点に立ち、職務を遂行するものとする。

(3) 事業者の役割

- ・地域コミュニティの中心を担っている町内会の重要性を理解し、町内会活動への参加や協力を努めること。
- ・住宅の建築や販売、賃貸や管理を行う事業者は、入居しようとする者に対して、町内会への自発的な加入、または町内会の設立に資する情報を提供するように努めること。

第3 条例イメージの案

上記（第2「条例に盛り込むべき基本的事項」）を踏まえて、別紙のとおり、条例イメージの案を作成しましたので、参考として下さい。

(町内会の役割)

第4条 町内会は、地域住民の自発的な加入を促進するよう努めるものとする。

2 町内会は、その活動が、地域住民にとって自主的かつ積極的に参加し、及び協力しやすいものとなるよう努めるものとする。

3 町内会は、その運営について、透明性の向上を図り、地域住民にとって分かりやすいものとなるよう努めるものとする。

4 町内会は、良好な地域コミュニティの維持および形成のため、その区域内において活動する団体との連携を深めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、地域住民が町内会に自発的に加入し、又は町内会を自主的に設立することを促進するため必要な支援を行うものとする。

2 市は、町内会に対する地域住民の理解と関心を深め、及び町内会の活動への地域住民の一層の参加を促進するため、広報活動、啓発活動、その他財政面も含めた必要な支援措置を講ずるものとする。

3 市は、町内会の活性化に関する施策の推進に当たっては、町内会の意見を勘案して、これを行うものとする。

4 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合には、関係部署の連携に努め、当該町内会の負担が過重にならないよう十分な配慮をするものとする。

5 市職員は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域コミュニティの活性化の推進を図る視点に立ち、その職務を遂行するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域コミュニティの中心を担う町内会の重要性を理解し、町内会の活動への参加及び協力を努めるものとする。

2 住宅の建築又は住宅の販売、賃貸若しくは管理（これらの代理又は媒介を含む。以下「住宅の建築等」という。）を行う事業者は、住宅の建築等を行うに当たり、当該住宅に入居しようとする者に対する宅地建物取引業法に基づく説明を行うに際して、町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立に資する情報を提供するよう努めるものとする。

条例前文キーワード

○町内会の意義、役割

- ・地域の自主組織
- ・幅広い分野で活動
- ・地域コミュニティの中心
- ・市民参加の入り口
- ・市内に数多くの町内会、自治会がある
- ・これまでの市の発展に大きく貢献してきた

○今後の社会状況、町内会を取巻く状況

- ・少子高齢化、ライフスタイル等の社会状況が変化
- ・町内会への参加意識が希薄化
- ・加入率の低下、担い手不足など課題を抱えている
- ・人口減少や少子高齢化の進行
- ・地域課題は今後さらに複雑多様化
- ・特に防災と福祉が大きな課題
- ・行政による公助とともに、住民の自助、互助、共助が必要

○町内会の重要性

- ・その地域の住民による顔の見えるつながり、町内会の役割が重要
- ・平時の交流や見守りは、積雪寒冷地における非常時の助け合いにつながる
- ・町内会が活性化している地域は安全安心で魅力的

○条例制定の大義

- ・既存条例のまちづくりの基本理念がベース
- ・支えあい、共生、いきいきとした地域づくり
- ・安全・安心で暮らしやすい
- ・仲間づくり
- ・帰属意識（一体感）のようなもの
- ・町内会加入による地域住民の幸せの醸成
- ・上記のような町内会の理念を広く共有
- ・町内会への応援宣言

他都市の条例名

- ・横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例
- ・京都市地域コミュニティ活性化推進条例
- ・さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例
- ・川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例
- ・所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例
- ・出雲市自治会等応援条例
- ・宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例
(通称) きずな社会づくり条例
- ・渋谷区新たな地域活性化のための条例
- ・品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例

検討委員会からの意見等について

条例の検討過程で委員より出された、町内会の活性化に資する方策などについて以下のとおりとりまとめたので、市の施策を検討する際の参考とされたい。

1 加入促進

町内会加入を促進するためには、まず、住民から見て「入りたくなるような町内会」であることが大切である。そのためには、町内会の活動や会計を「見える化」し、その情報を公開するとともに、入りやすい雰囲気づくりや、参加しやすい活動内容を工夫していくことが重要である。また、個人の事情にあった参加の形を取り入れていくことも重要である。

2 情報発信

町内会が果たしている役割や、普段の生活と町内会の活動が結びついていることを、住民にわかりやすく伝えていくことが重要である。また、地域のイベントやPTAが集まる入学式、新規入居者への挨拶回り、SNSの活用など、様々な機会を活用して積極的に情報発信することが大切である。

3 担い手

住民の価値観や自主性を尊重し、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、個人が持つスキルを町内会に活かしてもらうことが重要である。

4 連携

身近な団体等と連携した交流が求められるとともに、学校やまちセンと連携した活動場所の確保や、合同で行うイベント等を通じて、町内会への関心づくりを進めることが重要である。

5 市の取組など

住民が参加するワークショップなどの手法を通じて、段階的に町内会への理解を深める取組が有効であり、このことについて市の支援が重要である。あわせて、町内会活動の外部との連携について、コーディネートする支援が必要である。

また、職員も地域住民の一人として、協力して町内会活動を行っていく意識を持つことが大切である。

第1回検討委員会での主な意見と論点

1

条例及び策定に関する主な意見

■条例策定に関わる町内会の課題・現状

- 町内会は防災や福祉、環境衛生、子どもの育成など、重要な役割を担っている。
- しかし、町内会活動が住民に見えていない。誰がやっているのかが知られていない。具体的な効果とあわせて町内会について見える化することが必要。
- 町内会の役割や意義、必要性について、特に若い世代に知ってもらうための周知や取組が必要である。
- 町内会の役割やメリットを明確にすることが必要。町内会の良いところ知ってもらいたい。
- 参加のきっかけづくりとして、ニーズに沿った事業が必要となっている。
- 長い期間役員をやっている人が多い。

■条例策定に関わる大切にすべき考え方

- 町内会は運営共同体である。
- 町内会の意義を知ってもらい、自らが加入したくなるような町内会が望まれる。
- 町内会活動の考え方や理想の姿を文章化・明文化することは有効である。
- 条例では、地域の中心にある町内会についてしっかりと謳っていくべき。
- 町内会の現場目線で活性化が図られるようになるとよい。
- 条例の名称も重要となる。

■条例の位置付けや方向性に関する意見

- 今回の条例は、抽象的ではなく、具体的に示すことができるとよい。
- 中枢部分は自治基本条例等とし、今回の条例は「現場」として位置付けを明確にしてはどうか。
- 「地域コミュニティにおいて重要な役割を担う団体」という文言が入れられるとよい。
- 財政と担い手の確保についても、条例で触れることができるとよい。
- 町内会活動の充実と公開性・透明性の確保を示すことは、加入のきっかけにもつながるため、重要である。
- どのように担い手を見つけていくかが大事である。
- 連町のルールについても条例で触れることができるとよい。
- 町内会加入のきっかけが重要であり、その思いを盛り込んでいけるとよい。
- 賃貸住宅入居者の契約時に加入を義務付けるということを検討できないか。
- 集合住宅の町内会加入義務について条例にどのように盛り込むかは、重要なテーマになる。
- 市の支援事業や財政的な支援についても、条例に盛り込むべきか検討が必要である。
- 今回の条例は行政の応援宣言であり、町内会の位置付けがキーポイントになる。

■重要なキーワード

- 【連携】
- 【子ども、子育て】
- 【福祉、防災】
- 【公開透明性、見える化】

■具体的な取組や方策

- 町内会の活動・意義の周知、見える化
- まちともキャンペーン、広報さっぽろの電子化の活用
- 固有名詞を出した活動のアピール
- 賃貸マンション
- オーナーへの働きかけ
- 加入促進
- 親同士のコミュニティ活用（親父の会等）

■その他

- 総括と見直しにより、PDCAを行うことを提案したい。
- 条文だけで課題が解決されるものではなく、施策などと連動して活性化を図ることが重要。

条例の検討

条例の構成と項目（一般的な例）

※札幌市市民自治基本条例、札幌市市民まちづくり活動促進条例を参考

前文

目的

定義

基本理念

役割、責務

【例】町内会
市
事業者
など

町内会活性化に関わる施策等

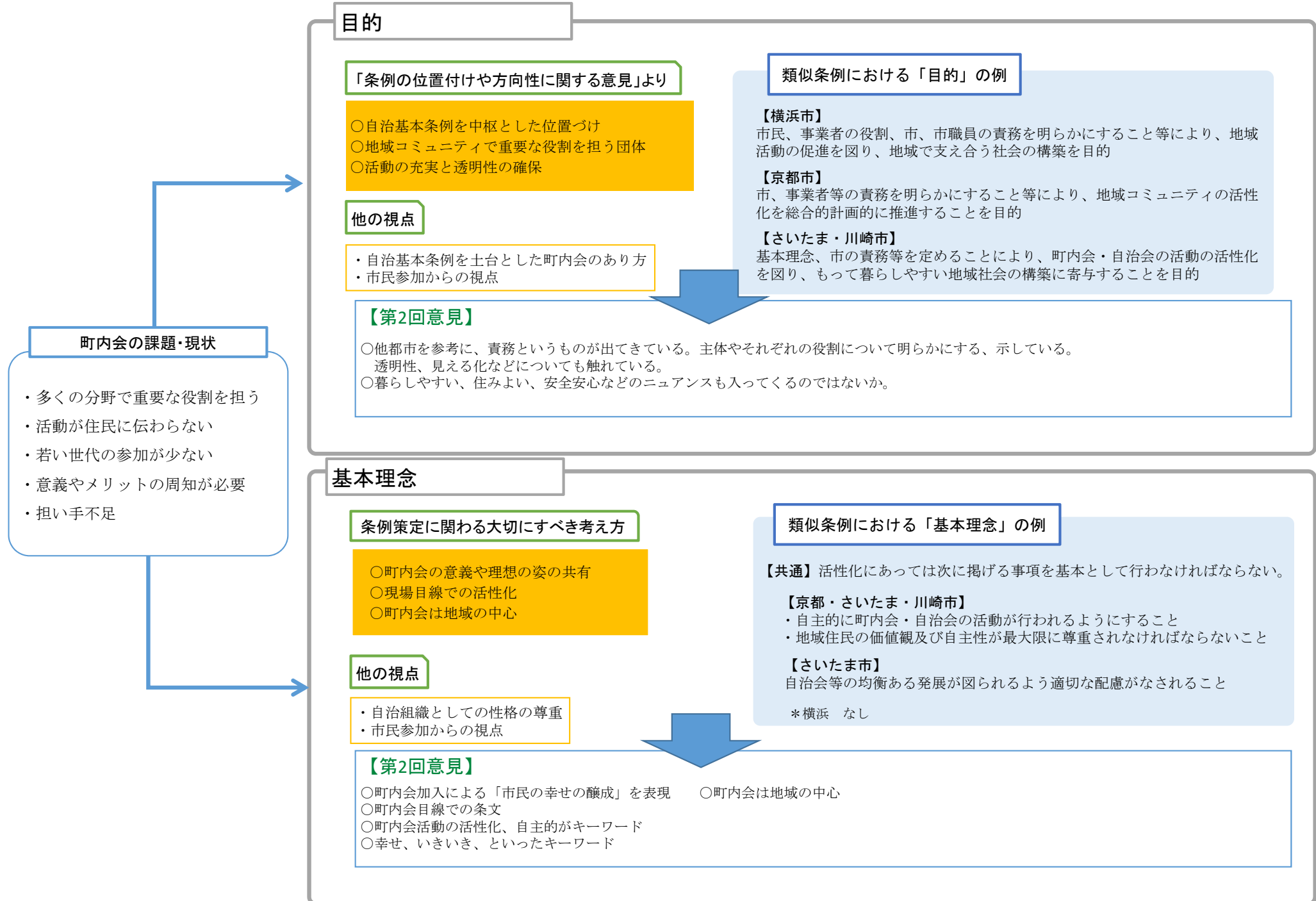
条例の検討

市民意見

町内会長アンケート
結果市民ワークショップ
での主な意見

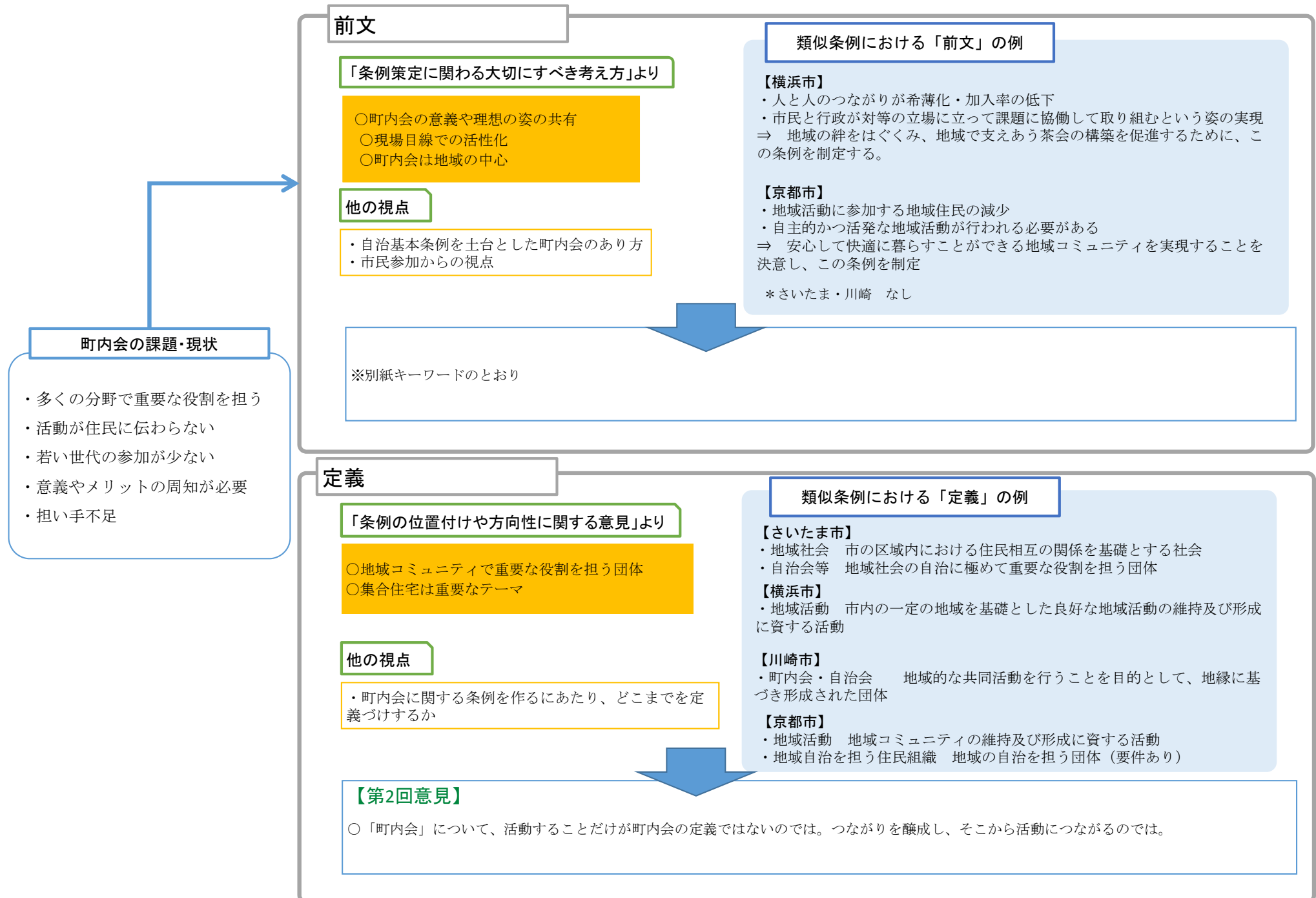
第1回検討委員会での主な意見と論点

条例の構成と項目（2）



第1回検討委員会での主な意見と論点

条例の構成と項目（1）



第1回検討委員会での主な意見と論点

条例の構成と項目（3）

役割・責務

「条例の位置付けや方向性に関する意見」より

- 活動の充実と公開性・透明性の確保は重要
- 担い手
- 連町のルールについても触れることができるとよい

- 集合住宅の加入は重要なテーマ

- 市の支援事業や財政的な支援の検討が必要
- 行政としての町内会の位置付け

他の視点

- ・その他の役割について（市職員など）

町内会の課題・現状

- ・多くの分野で重要な役割を担う
- ・活動が住民に伝わらない
- ・若い世代の参加が少ない
- ・意義やメリットの周知が必要
- ・担い手不足

類似条例における「役割・責務」の例

町内会の役割

【川崎市・さいたま市】

- ・自発的な加入を促進し、活動が住民にとって参加・協力しやすいものとなるよう努める

【川崎市】

- ・運営について透明性の向上性を図り、地域住民にとって分かりやすいものとなるよう努める

*横浜・京都 なし

事業者の役割

【川崎市・京都市・横浜市】

- ・町内会・自治会の活動への参加及び協力を努める

【川崎市・京都市】

- ・町内会への自発的な加入又は自主的な設立に資する情報提供に努める（対象：住宅関連業者）

市の役割（責務）

【川崎市・京都市・さいたま市】

- ・住民が主体的に参加し、または組織の設立促進に必要な支援を行う

【横浜市】

- 地域活動の促進を図るため、必要な施策を策定・実施する責務を有する

*その他 広報活動等の支援、財政上の措置、住民組織の尊重、業務負担過重の考慮など

その他

- ・市職員（横浜市）
- ・市民/地域住民（横浜市、京都市）
- ・市民、事業者、議会、議員、市長、市職員（札幌市自治基本条例）

【第2回意見】

- 見える化や発信が重要
- 参加しやすい雰囲気が必要
- 地域性を理解したり、地域の実情に合った形で参加しやすくなるとよい

【第2回意見】

- 集合住宅の加入についても重要
- 義務化にしてもよいのでは
- 事業者に協力を仰げるような内容

【第2回意見】

- 行政と町内会の位置づけをわかりやすく

【第2回意見】

- 市職員について町内会活動を文章化するとよい。
- 市職員も一市民であり、それぞれの得意なところをもって努めることが必要である。
- 小学校やNPOなどの連携ができるとよい

第1回検討委員会での主な意見と論点

5

その他 (町内会活性化に関わる意見等)

意見等

「具体的な取組や方策」より

○広報活動の活発化（周知、活動の見える化）

- ・マチトモキャンペーン
- ・広報さっぽろ電子化版の活用
- ・具体的な活動のアピール

○加入促進の取組

- ・親同士のコミュニティ活用（親父の会等）

○賃貸住宅への取組

- ・オーナーへの働きかけ

他の視点

具体例だけでなく、方向性が示せるものを

町内会の課題・現状

- ・多くの分野で重要な役割を担う
- ・活動が住民に伝わらない
- ・若い世代の参加が少ない
- ・意義やメリットの周知が必要
- ・担い手不足

【第2回意見】

1 加入促進

- 加入を促進するには「入りたくなるような町内会」であるとよいのでは。

【意見】

- ・町内会の活性化が必要
- ・いきなり町内会に参加するのではなく、段階的に関わっていくことが必要である。
- ・入りやすい組織には、見える化や発信に努めなければならない。そのうえで参加しやすい雰囲気をつくる必要がある。
- ・入りやすい活動や入らなければ自分が困るような取り組みが必要である。
- ・PTAが終わった後は町内会に参加してもらうようお願いしてはどうか。
- ・イベントの炊き出しなどは、防災訓練にもつながる。楽しいことを経験しながら町内会への認識を高めてもらう方策は。
- ・高齢者や子育て世代、学生の単身者など、住民に合った参加の形がよい。
- ・ゴミステーションの分だけ負担などの参加の仕組みも考えられる

2 情報発信

- 町内会に参加しやすい雰囲気を作るには、町内会の見える化や発信が重要。

【意見】

- ・まちづくりセンターや町内会について市民の理解を高めるための周知が必要である。
- ・転勤族が多い地区は、入学式などを活用し、まちづくりセンターの紹介などをしては。
- ・町内会の役割として、楽しいことをしながら防災につながるなど、いざという時に役に立つことを知ってもらいたい。
- ・自分の生活には町内会があるということを意識してもらえるとよい。
- ・SNSの活用
- ・町内会のイベントなどでの啓発
- ・管理会社と連携して、施設の住人に町内会の情報を発信して町内会の行事に参加してもらっている例がある。

3 担い手

- 担い手になりうる方の価値観や自主性を尊重した参加の方法を考える。

【意見】

- ・住民の価値観や自主性を尊重し、スキルを生かした参加ができるとよい。
- ・子ども会のママさんたちを取り込んでいき、若い世代とつながらなければいけない。
- ・人材の発掘が大切。どのように町内会活動に参画してもらい、どのような取組に参加してもらえるかを考える必要がある。
- ・参加が比較的少ない男性に出てきてもらうことが大切。具体例があるとよい。
- ・町内会の役割に対するイメージから戻込みするケースもある。

4 連携

- 身近な団体等との連携による交流が求められている。

【意見】

- ・学校との連携も良いが、先生が地域とつながっていることで、子供が自然と地域への関心を高める例があった。
- ・商店街と連携したお祭りの中でプランターのコンテストを行い、区長と接する機会を作った。町内会への関心を高め、地域美化にも役立っている。

5 市の支援

- 町内会への理解を深めるには、ワークショップなど、市民参加の場に参画する仕組みを。

【意見】

- ・ワークショップ等未経験の市民が参画する仕組みが必要。また、参画により段階的に理解を深めてもらう仕組みが必要。
- ・理解を深めていただくことで市のPRなども届くようになるのではないかと。
- ・外部との連携について、情報提供やコーディネートなど札幌市の支援があるとよい。